

市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院は、2015年10月19日に「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見」（中国語名「关于实行市场准入负面清单制度的意见」、以下「意見」）を発表した。
- 中国では、2013年に上海自由貿易試験区で外国企業の対中投資を対象に実施した「外国企業投資ネガティブリスト」を皮切りに、政府が経済体制改革の重要な一環と位置づけるネガティブリスト制度の導入が始まった。この制度は、禁止・制限項目として列挙したもの以外は規制を設けないという制度である。全国の国内外企業を対象とした「市場参入ネガティブリスト制度」の方針や手順等を示したのが、この「意見」である。
- 「意見」では、市場参入ネガティブリストは、資源配分における市場の決定的な役割の発揮と政府の役割の適正化、市場の活性化と市場に対する監督管理の強化の両立等を全体方針として、「法治・安全・漸進・必要・公開」といった5原則に基づき制定されることが明示された。市場参入ネガティブリストは「参入禁止類」と「参入制限類」に分けられ、経済主体の新規投資・追加投資・M&A等の投資経営活動及びその他の市場参入行動に適用され、関連の法律・法規や国務院の諸規定に基づき、経済主体の性質、出資比率、経営範囲、業態、ビジネスモデル等に照らした管理措置が実施される。同制度は、2015年12月1日から2017年12月31日まで一部の地域で試行され、2018年には全国で導入される。また、市場参入ネガティブリスト制度は、行政許可リスト、産業構造調整指導リスト、政府認可投資項目リスト、関連の法律・法規や国務院の諸規定等とすり合わせた上で実施される。その実施に当たっては、市場参入ネガティブリスト制度に適合した参入メカニズム、審査・監督管理メカニズム、社会信用体系と奨励・懲戒メカニズム、情報の公開・共有制度、法制度の整備を促すといった保障措置が取られる方針である。
- 「意見」では、市場参入ネガティブリスト制度の全国での導入を目指すために、同制度に適合した投資体制、商事登記制度、外国企業投資管理制度を整備し、公平な取引・平等な競争ができる市場環境の形成を促すべく、体制・制度の改革を加速するとの方針も明示された。

【構成(概要)】

「市場参入ネガティブリスト制度の実施に関する意見」

(国発[2015]55号)

成立日：2015年10月2日、発表日：2015年10月19日

1. 重要意義：市場参入ネガティブリスト制度は、投資・経営を禁止・制限する業種・分野・業務を明確化し、各級政府が法に基づき管理措置を取る制度的なアレンジメントである。このリストにない業種・分野・業務は、各経済主体が法に基づいて平等に参入できる。同制度の導入は、資源配分上、市場に決定的な役割を発揮させるための「重要な基礎」、政府の役割を適正化するための「内在的要求」、開放型経済新体制を構築するための「必要な措置」となる。
2. 全体方針・種類・適用条件：資源配分における市場の決定的な役割の発揮と政府の役割の適正化、市場の活性化と市場に対する監督管理の強化の両立等を全体方針とし、参入規制の緩和・規範化、行政審査の簡素化・最適化、市場に対する監督管理の強化・革新等を通じて、開放的で公平な、規範化され秩序のある、企業が自主的な意思決定で平等に競争でき、政府の権利・責任が明確で監督管理も有効な市場参入管理新体制を構築する。リストは「参入禁止類」、「参入制限類」とする。経済主体の新規投資・追加投資・M&A等の投資経営活動やその他の市場参入行動に適用し、関連の法律・法規や国务院の諸規定に基づき、経済主体の性質、出資比率、経営範囲、業態、ビジネスモデル等に照らして管理措置を実施する。ネガティブリスト制度には市場参入ネガティブリストと外国企業投資ネガティブリストがあり、後者は別途定める。
3. 制定・実施・調整手順：「法治・安全・漸進・必要・公開」との5原則に基づきリストを制定する。2015年12月1日～2017年12月31日に一部の地域で試行し、2018年には全国で導入する。全面導入後も、各地の実施状況に応じてリストを調整できるが、国务院の承認を要する。
4. 確認事項・現行制度との接続：市場参入ネガティブリスト制度は、行政許認可リスト、産業構造調整指導リスト、関連の法律・法規や国务院の諸規定等とすり合わせた上で実施する。
5. 保障措置：市場参入ネガティブリスト制度に適合した参入メカニズム、審査・監督管理メカニズム、社会信用体系と奨励・懲戒メカニズム、情報の公開・共有制度、法制度等を整備する。
6. 体制・制度の改革：市場参入ネガティブリスト制度に適合した投資体制、商事登記制度、外国企業投資管理制度を整備し、公平な取引・平等な競争ができる市場環境の形成等を促進する。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-10/19/content_10247.htm
から入手可能（2015年12月11日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。